

○松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」貸出要綱

平成30年1月30日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」(以下「松茂係長」という。)の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を、松茂町のさらなるイメージアップ及びPRを目的として貸出する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 町長は、次の各号に掲げる場合で、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸出することができる。

- (1) 公的使用(公的な位置付けができる事業での使用)の場合
- (2) 個人使用(町外からの参加者が見込める結婚披露宴等で「松茂係長」のPR効果が見込まれる使用)の場合
- (3) 民間団体使用(「松茂係長」の着ぐるみ画像等を「Facebook」や「YouTube」で発信していただくなど、「松茂係長」のPR効果が見込まれる使用)の場合

(使用申請及び使用承諾基準等)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者及び団体は、あらかじめ松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」使用申請書を、町長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 「松茂係長」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 松茂町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第

122号) で規制されるものに使用するとき。

- (5) 賭博・ギャンブル（宝くじ、公営競技を除く）に係るものに使用するとき。
- (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されると認められるとき。
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるものと認められるとき。
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業に使用するとき。
- (9) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (10) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。
- (11) その他町長が着ぐるみの使用を不相当と認めるとき。

3 町長は、着ぐるみの使用を承諾する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（着ぐるみを使用する場合の遵守事項）

第4条 着ぐるみを使用する団体及び個人（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 使用時の安全対策を講じること。
- (5) 雨天又は降雪時等、悪天候の時には屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) その他管理者が付した条件に従って使用すること。

（使用の承諾の取消）

第5条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、移行その申請

者への貸出は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 着ぐるみ貸出に係る使用料は無料とする。ただし、着ぐるみの配送料その他着ぐるみの引き渡し、受け取りに係る実費及びクリーニングに係る実費は、使用者の負担とする。

(現状復帰)

第7条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングの必要性を認めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

(町の責任)

第8条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、町は一切その責めを負わない。

(貸出・返却)

第9条 着ぐるみの貸出・返却の受け渡し時刻については、平日(土・日・祝日・年末年始を除く。)午前8時30分～午後5時15分の間とし、受け渡し場所については松茂町役場において行うことを原則とする。

(貸出の制限)

第10条 未成年者への貸出は行わない。ただし、保護者(成年であること。)が責任をもって代理者となる場合は、この限りではない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。